

第13条（行政機関がとるべき措置）

（行政機関がとるべき措置）

第十三条 通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関は、公益通報者から第三条第二号及び第六条第二号に定める公益通報をされた場合には、必要な調査を行い、当該公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

2 通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関（第二条第四項第一号に規定する職員を除く。）は、前項に規定する措置の適切な実施を図るため、第三条第二号及び第六条第二号に定める公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとらなければならない。

3 第一項の公益通報が第二条第三項第一号に掲げる犯罪行為の事実を内容とする場合における当該犯罪の捜査及び公訴については、前二項の規定にかかわらず、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の定めるところによる。

1 本条の概要

本条第1項は、通報対象事実について権限を有する行政機関が、公益通報をされた場合について、必要な調査を行い、法令に基づく措置等をとる義務を規定するものである。

また、本条第2項は、通報対象事実について権限を有する行政機関（法第2条第4項第1号に規定する職員を除く。）については、法第13条第1項に規定する措置の適切な実施を図るため、法第3条第2号及び第6条第2号に定める公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとらなければならない旨を規定するものである。

2 本条の趣旨

(1) 行政機関の調査義務等（第1項）

2号通報を端緒として活用し、行政機関による監視・是正機能の一層の発揮を期し、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図ることとされたものである。

(2) 行政機関の体制整備義務等（第2項）

原始法では、原始法第3条第2号に定める公益通報を活用して調査・是正措置を適切に実施する前提として、2号通報に適切に対応し、これを促すことが必要であるところ、2号通報にどのように対応するかについては、特に規定されておらず、行政機関の自主的な取組に委ねられていた。

原始法の施行後、消費者庁においては、国及び地方公共団体の行政機関向けガイドラインを策

定し、2号通報を受け付ける窓口の設置及び2号通報に対応する仕組みの周知を行うとともに、公益通報者に関する情報を適切に管理しつつ調査・是正措置をとるよう、各行政機関による自主的な取組を推奨してきた。

しかしながら、原始法の制定後も、行政機関において、原始法の制定時に期待された自主的な取組が適切に行われておらず、2号通報を行おうとする者が行政機関の通報への対応に疑念や不安を抱き、通報に消極的になるおそれがあるため、行政機関が通報を端緒として監視・是正機能を発揮する機会が失われることが懸念された。

そこで、改正法により、2号通報を活用して調査・是正措置を適切に実施する前提として、2号通報に適切に対応するために行政機関がとるべき措置については、行政機関の自主的な取組に委ねるのではなく、法の規定による義務を課すこととされた。

③ 犯罪の捜査及び公訴についての特則（第3項）

公益通報が法第2条第3項第1号に掲げる犯罪行為の事実を内容とする場合には、犯罪行為に対する捜査又は公訴の提起の権限を有する行政機関として検察官、検察事務官及び司法警察職員が通報先に含まれることとなる。

検察官、検察事務官又は司法警察職員に犯罪行為の事実を内容とする公益通報がされた場合にとられる措置としては、当該犯罪の捜査や公訴が考えられるが、これらについては、一般の行政調査等と異なり、刑事訴訟法において独自の手続が定められているため、捜査及び公訴については刑事訴訟法の定めるところによる旨が第3項で明示されている。

○ 刑事訴訟法に定める義務の例

〔参考〕刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）

第八十九条 警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。

② 司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。

第九十条 森林、鉄道その他特別の事項について司法警察職員として職務を行うべき者及びその職務の範囲は、別に法律でこれを定める。

第九十一条 検察官は、必要と認めるときは、自ら犯罪を捜査することができる。

② 検察事務官は、検察官の指揮を受け、捜査をしなければならない。

第九十七条 捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定めのある場合でなければ、これを行うことができない。

②～⑤ （略）

第九十九条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる。ただし、三十万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、二万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、被疑者が定まつた住居を有しない場合又は正当な

第13条（行政機関がとるべき措置）

理由がなく前条の規定による出頭の求めに応じない場合に限る。

②・③（略）

第二百一条 逮捕状により被疑者を逮捕するには、逮捕状を被疑者に示さなければならない。

②（略）

第二百三条 司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取ったときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に書類及び証拠物とともにこれを検察官に送致する手続をしなければならない。

②～⑤（略）

第二百四十七条 公訴は、検察官が行う。

第二百四十八条 犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる。

第二百五十九条 検察官は、事件につき公訴を提起しない処分をした場合において、被疑者の請求があるときは、速やかにその旨をこれに告げなければならない。

第二百六十条 検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人に通知しなければならない。公訴を取り消し、又は事件を他の検察庁の検察官に送致したときも、同様である。

第二百六十一条 検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるときは、速やかに告訴人、告発人又は請求人にその理由を告げなければならない。

第二百六十二条 刑法第九十三条から第九十六条まで又は破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第四十五条若しくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第四百七号）第四十二条若しくは第四十三条の罪について告訴又は告発をした者は、検察官の公訴を提起しない処分に不服があるときは、その検察官所属の検察庁の所在地を管轄する地方裁判所に事件を裁判所の審判に付することを請求することができる。

②（略）

第二百六十四条 検察官は、第二百六十二条第一項の請求を理由があるものと認めるときは、公訴を提起しなければならない。

3 本条の解釈

(1) 「その他適当な措置」

本条第1項に定める「その他適当な措置」とは、「法令に基づく措置」に類する措置であつて法令に基づかないものを指し、例えば、再発防止のための行政指導などが考えられる。

他方、通報者に対する通知や通報に関する秘密保持・個人情報保護は「その他適当な措置」には含まれない。

しかし、原始法制定時の国会での法案審議の際、衆・参双方の内閣委員会において本法に対する附帯決議が行われ、いずれの決議でも行政機関による公益通報者への通知が求められており、これを受け、「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン（外

部の労働者等からの通報）」において、各行政機関が、調査結果や措置の内容を通報者に通知するよう努めることが規定されている。

また、通報に関する秘密や個人情報（例えば、行政機関に通報した者の氏名、通報内容など）を当該行政機関が保護すべきことについても、上記の附帯決議において求められており、「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）」にも、通報に関する秘密や通報者の個人情報の適正な取扱いを確保するための規定が置かれている。

○ 関連決議

[参考] 衆議院内閣委員会 公益通報者保護法案に対する附帯決議（平成16年5月21日）

2 公益通報を受けた事業者及び行政機関は、公益通報者の個人情報を漏らすことがあってはならないこと。

[参考] 参議院内閣委員会 公益通報者保護法案に対する附帯決議（平成16年6月11日）

3 公益通報者の氏名等個人情報の漏えいが、公益通報者に対する不利益な取扱いにつながるおそれがあることの重大性にかんがみ、公益通報を受けた者が、公益通報者の個人情報の保護に万全を期するよう措置すること。

(2) 「必要な調査を行い、……法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない」

本条第1項に定める「必要な調査」、「法令に基づく措置その他適当な措置」については、本条によって行政機関に対し新たな調査・措置権限を付与するものではなく、行政機関は、既存の権限に基づき調査を行い、措置をとることとなる。

なお、どのような調査が必要かやどのような措置が適当かについては、個別の事案に応じ、当該調査・措置権限を有する行政機関に一定の裁量が認められることとなり、本条により調査や特定の措置が一律に義務付けられるものではない。

○ 他法令における「調査を行わなければならない」の解釈

[参考] 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

第四十五条 何人も、この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

② 前項に規定する報告があつたときは、公正取引委員会は、事件について必要な調査をしなければならない。

③・④ （略）

[参考] 村上政博ほか編『条解独占禁止法』（弘文堂・2014年）690頁

「本法2項は、違反の疑いのある事実に関する報告がなされた場合、当該報告に関し、必要な調査を行わなければならないとする。もっとも、どの程度の調査活動を行うべきかは、公取委の裁量に委ねられている。調査の必要性の判断には、公取委の専門的・経験的判断を要するためである。」

③ 行政不服審査法上の不服申立ての可否

本条第1項は、行政不服審査法における不服申立適格（「処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害された又は必然的に侵害されるおそれのある者」）を基礎付ける「法律上保護された利益」を付与しているとはできないことから、行政機関に対し、本条第1項を根拠として行政不服審査の申立てをすることはできないものと考えられる。

④ 本条第1項及び第2項の措置の主体

2号通報が誤って当該公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有しない行政機関に対してされたときは、当該行政機関は、当該公益通報者に対し、当該公益通報に係る通報対象事実について権限を有する行政機関を教示しなければならないこととされている（法第14条）。

このため、いずれの通報対象事実についても処分又は勧告等をする権限を有しない行政機関は、常に法第14条の規定による教示をすることとなり、法第13条第1項の規定による調査・是正措置をとることはない。

そこで、本条第1項及び第2項の措置の主体は、通報対象事実について権限を有する行政機関に限定されている。

また、本法における「行政機関」には、国の各機関の「職員であつて法律上独立に権限を行使することを認められた職員」も含まれており（法第2条第4項第1号）、これに該当する職員（例えば、検察官、海上保安官等）についても、2号通報をされた場合は、当該権限の主体として、調査・是正措置をとらなければならないこととなる（法第13条第1項）。

しかしながら、通報窓口の設置のように、これらの職員に対する2号通報に適切に対応するためにとるべき措置については、これらの職員が属する機関において、これらの職員を監督しつつ実施すれば足りるものであり、個々の職員に直接に義務を課す必要はない。

そこで、本条第2項の措置の主体から、これらの職員（法第2条第4項第1号に規定する職員）が除外されている。

4 法に基づく指針を策定しないこととされた理由

法第11条の規定により事業者（行政機関を含む。）がとるべき措置については、①各事業者の事業や組織の実情が様々であるため柔軟性を確保しなければならないという要請がありつつも、②事業者がとるべき事項、目標とすべき事項、配慮すべき事項等に共通するものがあると考えられることから、内閣総理大臣は法定指針を定めるものとされた。

他方、行政機関がとるべき本条第2項の措置については、通報対象事実に係る法律の処分又は勧告等の規定による権限の行使に関わるものであり、当該権限をどのように行使して、調査・是

第13条（行政機関がとるべき措置）

正措置をとることが適当であるかについては、当該法律の趣旨を踏まえ、一義的には当該権限を有する行政機関の責任で判断されるべき事項であることから、消費者庁の主任の大臣である内閣総理大臣として、各行政機関に対して指針として示すことのできる事項は限定的なものにとどまるものと考えられる。

そこで、各行政機関がとるべき本条第2項の措置については、内閣総理大臣は指針を定めるものとされていない。